

## 第6回茅ヶ崎市高齢者福祉計画

### ・介護保険事業計画推進委員会会議録

議題	(議題) 1 第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について 2 第6期介護保険料所得段階設定について 3 その他
日時	平成27年1月9日(金)午後2時00分～午後3時30分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎6階・会議室
出席者氏名	田中久夫、今野かほる、三上秀明、寺田洋、篠原徳守、青木三郎、小谷勲、鈴木忠義、武見正利、米山康之、村越重芳、橋本久美子  事務局：保健福祉部長、高齢福祉介護課長、高齢福祉介護課介護保険担当課長、高齢福祉介護課職員、浜銀総合研究所
欠席者氏名	外池仁、柏崎周一、柏木智憲
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0人

#### (会議の概要)

**委員長** 只今より平成26年度第6回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を開催する。

**議題1** 第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に係るパブリックコメントの結果について(報告)  
(資料1・2) 説明【高齢福祉介護課：吉川課長補佐】

**委員長** 各委員より、意見・質問はあるか。

**小谷委員** パブリックコメントに意見を寄せた市民の年齢や性別について、教えて欲しい。

**事務局** 年齢や性別については記入欄が無いので推測になるが、意見を寄せた9割は高齢者であり、男性が多い印象を受けた。

**田中委員** 専門的な意見が多い印象を受けるが、18人のうち福祉関係者はどれくらいいるか。

**事務局** 職業の記載欄がないので、把握していない。

**田中委員** 回答内容を読むと専門的で難しいものも多く、この回答を公表し市民に理解頂けるか疑問である。

**委員長** 寄せられた意見が専門的なものである場合には、回答が相応のものとなっても致し方ないと思う。理解頂ける方もいれば、そうでない方もいると思う。この回答案について、今後の公表までの流れを教えて欲しい。

**事務局** 今回のパブリックコメントは、当委員会より答申を頂いた計画書（素案）について、庁内会議に諮り、計画の方向性について庁内合意を得た後に実施をしている。パブリックコメントに対する回答についても同様に、当委員会からの意見聴取後、再度庁内会議に諮り、必要に応じた修正等を加えたうえで、完成した計画書とともに公表する予定である。

**委員長** 回答については委員会終了後、庁内合意をとった上で公表となるようだ。他に意見はあるか。

**村越委員** パブリックコメントに寄せられた意見からは、自宅で最期を迎えたいと考える人が多いことが見て取れる。主治医制度に係る意見もあるが、茅ヶ崎市の全ての病院・診療所が対応をできるわけではないと考える。対応の可否に係る情報提供の方法等の具体的な回答はされていないが、現状について教えて欲しい。

**事務局** 現状は、関係機関の代表者が集まり、対応の可否や情報提供の方法等の話し合いをしている段階である。回答については現状の説明にとどめているが、順次進めていきたいと考えている。

**委員長** 私も非常に気になる意見であるが、主治医制度という言葉には幅がありテーマとしても大きい。計画書（素案）のどの部分に対する意見になるか。

**事務局** 計画書（素案）全体にまたがる意見になるが、個々には「医療と介護」や「新たに包括的支援事業に位置付けられた事業」、「地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備」の内容に関わってくると考える。

**委員長** この意見に対する回答の趣旨は、具体的な確立は今後になるという解釈で良いか。

**事務局** 茅ヶ崎市が他市に先行して取り組みを行っている部分もあるため、具体的に回答が可能な部分については具体的記述を行っている。

**委員長** 意見の趣旨は、自宅で最期を迎えるための仕組みを作っていただきたいということとなると考えるが、主治医制度自体には良い部分も悪い部分もあると考える。制度として難しい部分もあると思うが如何か。

**事務局** 在宅医療における重要な考え方ではあるが、多くの調整を必要とするため、計画書（素案）でも主治医制度という表現を直接使うことはしていない。茅ヶ崎市が目指している在宅医療の推進においては、主治医について、1人の医師が1人の患者の対応をするのではなく、主治医の在り方をチームと捉え、複数の医師で1人の患者を対応する方法を検討しているところである。その点を踏まえつつ回答の作成を行っている。

**村越委員** 厚生労働省の発表では、将来的に5人に1人の高齢者が認知症を発症するというデータもある。意見には認知症対策に関するものも多いが、一般に脳ドック等は非常に費用のかかるものである。回答には見られないが、軽い負担で認知症を早期に発見する検査の検討は出来ないか。

**事務局** ご意見のような検査は検討されていない。現状で実施している基本チェックリストでも認知症に係る質問が5項目あり、不十分な部分もあるが認知症の発見ツールとして活用をしている。他の発見ツールについても今後検討したい。

**委員長** 他に意見はあるか。今後、事務局でも庁内会議に諮り修正を加えていくようなので、当委員会としては現状の回答案を了承することとして良いか。

(委員了承)

## **議題2 第6期介護保険料所得段階設定について（意見聴取）**

### **(資料3) 説明【高齢福祉介護課：土井主任】**

**委員長** 前回の委員会ではあまり意見がなかったのですが、再度委員会へ諮った旨の説明があった。資料の中にある負担割合とはどのようなものか。

**事務局** 介護保険料の決定については、最初に基準となる額を設け、その基準額に対して所得に応じた負担割合を乗じ、各個人の保険料を決定することになる。負担割合が0.5であれば基準額の半分の保険料負担となり、負担割合が2.0の場合には基準額の倍の保険料負担となる。

**委員長** 保険料段階が10段階であった場合に、基準月額が第5期計画の4,160円から第6期計画の4,520円へと増加する理由を教えて欲しい。

**事務局** 介護保険の給付費について、平成27年度は125億円、28年度は134億円、29年度は142億円と推計している。この給付費を賄うために、市民の皆様に保険料として給付費全体の24.9%の負担をお願いするとこの数字になる。

**村越委員** 第3期計画期間の平成18年度から20年度に比べ、第4期計画期間の21年度から23年度は基準月額が減額されている。理由は介護保険運営基金を取崩したことによるか。また、第6期計画でも基金を取崩すことで基準月額が減額される可能性はあるか。

**事務局** 平成21年度から23年度までの基準月額が減額されたのは、介護保険運営基金を取崩したことによるものである。第6期計画においても8億円の介護保険運営基金のうち6億円を取崩す予定であるが、それでも基準月額は減額とならない。

**委員長** 基準月額は市町村単位で異なってくると認識しているが、現段階で4,520円という数値は神奈川県内で低い方になるか。

**事務局** あくまで現段階での見込みにはなるが、神奈川県内では下から数えて7番目である。

**田中委員** 参考になるが、近隣の藤沢市の見込みを教えて欲しい。

**事務局** 4,775円である。最終的には変更される可能性もあるが、年額で茅ヶ崎市よりも2,400円高い計算になる。

**委員長** 資料にある各段階の対象者数を合計すると何人になるか。

**事務局** 合計は6万人弱である。一番多い段階は新第4段階の11,553人である。

**米山委員** 介護保険制度が改正され、一定所得以上の方はサービス利用時の負担が現行の1割から2割になる。この2割負担になる方達の保険料は保険料表でいうと何段階になるか。

**事務局** 新第9段階-1より上の方達が対象となる。

**委員長** 所得段階についてはより細分化された市町村もあると認識しているが如何か。

**事務局** 茅ヶ崎市の所得段階は少ないほうである。所得段階の多い市町村は、新第6段階より上の段階を細分化している。但し、この段階の対象者数は非常に少ないので、細分化をしなくても保険料収入に大きく影響することはないと考えている。

**篠原委員** 資料には負担割合軽減の可能性についても記載されているが、軽減されることで保険給付費が足りなくなることはないか。

**事務局** 保険料としての収入は少なくなるが、軽減分については公費が投入されることになるので、保険給付費が足りなくなることはない。

**委員長** 給付費の財源構成にある24.9%という数値が変わることになるか。

**事務局** 保険料を計算するための考え方は変わらないので、24.9%という数値が変わることはない。あるべき数値を算出したうえで、そこへ公費を投入することになる。結果として決算上の保険料割合は変わることになる。

**委員長** 議題2については、事務局からの説明にもあったが、介護保険料について、委員会としての意見が必要となるようだ。事務局が検討している第6期の介護保険料に係るA案・B案・C案の3案について、意見のある委員はその意見を述べてもらいたい。

**田中委員** B案が良いと考える。新たに細分化される新第8段階-1と新第9段階-1の差が最も少ない点が理由である。

**武見委員** 私もB案が良いと考える。

**青木委員** 私はA案が良い。B案とC案では新第11段階の増加が大きすぎる。これでは消費税が増税される意味がない。高所得者がかわいそうだ。

**篠原委員** 私は判断に苦慮している。計画書（素案）が10年後を見据えて作成されるものであるならば、10年後の見通しを立てたうえで保険料を決定しなければならないだろう。行政に判断してもらえないと考える。

**委員長** 他に委員より意見はあるか。A案とB案の両案で意見が割れている。事務局の意向を考慮すると、委員会として決を取る方法もあると考えるが如何か。

**青木委員** 私は反対である。決で決める問題ではないと考える。意見が割れたのであれば委員長一任で良い。

**委員長** それでは決をとることはしないが、意見は必要だと思うので、各委員は良いと思う案に挙手をお願いしたい。

（A案は挙手なし、B案に5名の委員が挙手）

**委員長** それでは、委員会としてはA案とB案を推す声があり、B案が良いという意見が多かったことを事務局に対する意見とし、次の議題に進む。

### 議題3 その他

委員長 事務局より何かあるか。

事務局 次回の推進委員会は、3月の中旬から下旬を予定している。次回の委員会ではパブリックコメントに対する回答について、庁内会議を経て公表されることとなったものをお示ししたいと考えている。

委員長 各委員より意見はあるか。なければ第6回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会を終了する。

委員長署名 鈴木 忠義

---

委員署名 橋本 久美子

---